

衡平 (equity) とは何か？

——『尺には尺を』第2幕第2場におけるコンフリクト規範の差異——

浜名 恵美

I. 本論の目的

本論は、シェイクスピア演劇における異文化コンフリクト理解のための分析モデル構築プロジェクトの一環である¹。プロジェクトの目標のひとつは、シェイクスピア研究がより積極的に異文化理解教育に資するための土台を築くことである。ここでは、シェイクスピアの『尺には尺を』（推定初演年1604-1605年）の第2幕第2場における（異文化）コンフリクトを分析する。

異文化コミュニケーション研究の主要目的のひとつは、異文化コンフリクトを管理・解決することである。コンフリクト管理・解決には多数の理論モデルがあるが、本論では、ステラ・テン-トゥーミーとジョン・G・オーツェルが、自分たち自身の諸理論と他の多数の学者による理論を総合して提唱している「文化に基づく状況モデル (culture-based situational model)²」（発展中）を参照枠とする。シェイクスピア演劇でも異文化コンフリクトは重要要素だが、最終的には修正を施す必要があるとはいえ、解決に劣らず過程を特に文化の諸特徴に焦点をあわせて多角的に分析するためには、「文化に基づく状況モデル」が適している。

『尺には尺を』は、『トロイラスとクレシダ』と『終わりよければすべてよし』と共に、シェイクスピアの「問題劇」または「問題喜劇」というジャンルに含められる作品である。このジャンルの作品は、シェイクスピアのいわゆる四大悲劇とほぼ同時期に創作されているが、悲劇のようなカタルシスをもたらすことはなく、生粋の喜劇のような喜びをもたらすこともない。なぜなら、問題劇のアクションの特徴のひとつは、策略か小細工を好み、コンフリクトを正面から解決しようとはせず、強引に問題の決着をつけようとすることであり、芝居の結末で観客はコンフリクトが解決されたと納得してカタルシスを感じることも喜びを感じることも難しい。

シェイクスピアの芝居をコンフリクト解決理論から分析すると、主人公の死

で終わる悲劇は「望ましくない解決」を特色とし、たいていは結婚で終わる喜劇の場合でも、策略や小細工が使われることも少なくなく、完全にめでたい結末とも望ましい解決とも言い切れない。問題劇の場合、『尺には尺を』でも『終わりよければすべてよし』でも、ベッドトリックが使われているように、コンフリクト解決理論の「腹黒い術策 (black arts)」——例えば、「暴力、強制・威圧、威嚇、詐欺・詐術、恐喝、誘惑」——が行使されることが特色であり、望ましい解決がもたらされているとは言えない³。

とはいえ、シェイクスピアの芝居は、芸術的処理が施されているので、異文化コンフリクトの「虚構のケース・スタディ」として分析しやすいというメリットがあることを強調したい。現実生活の多様な場面で生じる無数の異文化コンフリクトを記録して分析するのは不可能であるだけでなく、現実の場合、人間の対話はとりとめのない内容を含むことも多く、解決にしても分析モデルどおりにもたらされるとも限らない。私の研究の目的は、シェイクスピアの作品を異文化コンフリクト理解のための教育と研究の一環として役立てることであり、また逆に異文化コンフリクト理論からシェイクスピアのテキスト分析の新しい方法を構築することである。この目的を達成するためには、少なくとも初期段階では問題劇を含めた全てのジャンルの作品を分析してみることが望ましい。

II. 本論

1. 『尺には尺を』の筋書き（2幕2場までを中心として）

第1幕。第1場は宮殿の一室。ウィーンの公爵ヴァインセンショーは、急用ができたので旅立つと言う。不在の間、謹厳誠実として評判の高いアンジェロを代理に、中庸を重んじる老貴族エスカラスを彼の補佐役に任じる。第2場では、権力を手にしたアンジェロは、早速法令の引き締めにかかり、売春宿などの風俗店の閉鎖を命じ、婚前交渉でジュリエットを妊娠させたクローディオという青年を逮捕させる。クローディオは町を引っ立てられていく途上、遊び仲間のルーシオに、妹のイザベラに公爵代理へのとりなしを頼んでくれと伝言して去る。第3場は修道院。公爵が出国すると言ったのは口実で、彼は、今や死に体となった法律を蘇らせるためにアンジェロに統治をゆだねたのだと修道士トマスに説明し、さらに彼の統治ぶりを陰から観察するために修道僧に変装すると言う。第4場では、ルーシオが尼僧になったばかりのイザベラを訪ね、兄が婚

約者を妊娠させたという罪で投獄されたと知らせ、アンジェロに嘆願しなければ、兄の命はないと告げる。

第2幕。第1場では、エスカラスがクローディオの裁きに斟酌を加えるべきだと主張するが、アンジェロの冷厳な法律論によって拒否される。第2場では、イザベラがアンジェロに直訴する。2人の間で法の「正義」と「慈悲」をめぐる議論が戦わされる（第2幕第2場25-162行⁴）。アンジェロは、たしかに多くの者が同じ罪を犯しているとしても、ひとりを罰することにより、犯罪の抑止に役立つのだと法律論を展開する。イザベラはそれに執拗に反駁し、自分の尺度で人を測るべきではないと反論するうちに、アンジェロもようやく軟化のきざしを見せ、考えておくからまた明日来ようと言う。

以上が、本論に直接関係する筋書きである。この後の展開は以下のとおりである。第2幕第2場でアンジェロが軟化のきざしを見せたのは、実は、イザベラへの欲情のためであった。第2幕第4場で、アンジェロは彼女に操を捧げるのが兄を助命する唯一の道だとほのめかす。第3幕では、牢獄でイザベラがアンジェロの卑劣な条件を告げ、兄に死の覚悟をして欲しいと言う。すると、彼らの会話を立ち聞きしていた修道僧に化けた公爵が現れ、アンジェロには、婚約破棄したマリアナという女性がいて、彼女はまだ彼を愛しているので、アンジェロの要求を承諾して、イザベラの身代わりにマリアナにベッドのつとめを暗闇のなかで果たさせてはどうかと提案する。イザベラはこの案に従う。第4幕では、欲情を満たしながらも、アンジェロはクローディオを赦免せず、死刑執行を命じる。公爵は、その朝病死した男の首を替え玉として届けさせる。第5幕では、「帰国」した公爵にイザベラがアンジェロの行為を告発し、紆余曲折をへて、ついにアンジェロが観念する。最後に、アンジェロとマリアナは結婚し、処刑されたはずのクローディオが生きていたとわかり、公爵の唐突な求婚にイザベラは同意するらしい。かくして、「めでたい」幕切れとなる⁵。

2. 第2幕第2場におけるアンジェロとイザベラのコンフリクト

「文化に基づく状況モデル」は、異文化コンフリクトの当事者双方の人種・民族・ナショナリティに基づくアイデンティティ、習慣、価値観、規範、その他の特徴に明確な差異があることを前提としている。『尺には尺を』の第2幕第2場25-162行の場合、アンジェロとイザベラは、公爵代理（最高権力者）と兄の助命嘆願者という身分や立場の違いがあるとはいえ、文化的背景を異にするとはいいがたい。彼らのコンフリクトは同一文化の構成員間のもものと見な

すべきである。しかし、すでに分析した3作品（『ヴェニス商人』、『ジュリアス・シーザー』、『オセロー』）では、異文化または同一文化のコンフリクトでも、コンフリクト規範に関しては、双方が衡平規範に訴えるという点では同じであった。（なお、現在までのところ、文化に基づく状況モデルによる衡平規範（equity norm）と共同体規範（communal norm）の対立が適用できるシェイクスピアの作品は見出されていない。）

ところが、『尺には尺を』では、同一文化の構成員のコンフリクトでも、コンフリクト規範に重要な違いが現れていることに注目したい。文化に基づく状況モデルを援用すれば、ここでのコンフリクト規範の対立は〈法規範〉対〈衡平規範〉となる（表1）。

表1：アンジェロとイザベラが行使するコンフリクト規範
法規範 vs. 衡平規範

アンジェロが行使する峻厳な法規範に対して、イザベラが行使する衡平規範とは何であるのか。それについて、次のセクション以降で検討することにした。

3. 衡平（equity）とは何か？

1) 「文化に基づく状況モデル」における「衡平」規範とは何か？

ここでは、文化に基づく状況モデルで共同体規範と対比されている衡平規範について説明する。

コンフリクト規範に関して、個人主義者（個人主義的文化の構成員）は分配するときに衡平規範の使用を好む傾向があり、対照的に、集合主義者（集合主義的文化の構成員）は、内集団コンフリクトでは共同体規範の使用を好み、それによって集団内の調和を保とうとする。例えば、衡平規範を身につけた者たちは、共同プロジェクトにおける点数を各自のメリット（功績、能力）に基づいて分配しようとするが、共同体規範を身につけた者たちは、共同プロジェクトのための点数を平等に分配しようとする。衡平規範は、個人の報酬（報い）と費用計算の重要性、問題解決にあたって衡平な報酬を獲得することの重要性を強調する。これとは対照的に、共同体規範は、いかに内集団の期待を計算に入れ、コンフリクトに関与した内集団構成員の面子の必要（face needs）を満足させるかを決定することの重要性を強調する。

衡平規範は、内集団-外集団の知覚境界にも関わる。内集団とは、ある人が自分の安寧に関係があり、衡平な見返りを要求せずにその集団と協力したいと思ひ、またその集団から離れると不安になる集団のことである。重大なコンフリクトでは、集合主義者も個人主義者も、必要なリソースのために外集団構成員と競争するときには、衡平規範の使用を好む。例えば、異なる会社からきた個人主義的なマネジャーも集合主義的なマネジャーも、自分たちが他の入札者たちよりも契約に値することを示して、互いに契約をとるために競う。しかし、それほど重要ではないコンフリクトでは、集合主義的な者たちは、内集団構成員とでも外集団構成員とでも共同体規範の使用を好み、いらいらさせられる人々を相手にして疲労困憊するよりも表面的関係の和を維持しようとする。

さらに、衡平（規範）に関連して、関係的衡平モデルと共同体に基づくモデルが考慮するに値する。ある事例では、ドイツ系アメリカ人マイケルと中国系アメリカ人メイベル夫婦と息子ミッキーの三人家族が仲良く暮らしていたのだが、近くに中国からメイベルの両親が移民してきて、頻繁に娘夫婦の家を訪れたために、夫婦不和になってしまった。この例では、マイケルが、独立した自己をもつ個人主義者として、親密な者同士の間を生じたコンフリクトの状況に接近するために関係的衡平モデルを使ったのに対し、メイベルは、相互依存的自己をもつ集合主義者として、このコンフリクトを解釈するために、共同体に基づくモデルを使ったと考えられる。

関係的衡平モデルという用語は、個人的コンフリクトを解決するときに、公正(フェアネス、すなわちある関係における当人の当然の価値を計算すること)に焦点をあわせた規範と規則を使うことの重要性を強調する。関係的衡平モデルは、過程に基づく(例、気持ちや関係に配慮する)よりも、結果に基づく(例、自分の幸福と満足)。反対に、共同体に基づくモデルは、コンフリクトを扱うときに、内集団と関係の和に焦点をあわせた規範を用いる重要性を強調する。それは、結果に基づき、自己に焦点を合わせた指向よりも、過程に基づき、他者に焦点をあわせた指向(例、コンフリクトの間、内集団の面子の必要に敏感であること)でもあるとされる⁶。

以上の衡平規範および関係的衡平モデルの理論的説明にはやや難解な点があるかもしれないが、大半の英米人にとって衡平規範とは暗黙の了解事項のようなものであり、状況に応じて適切に使っているか、使おうとするものかといえよう。しかし、欧米の能力主義 (meritocracy) がビジネスや学校などに進出してきたとはいえ、衡平規範は、非欧米人、とくに大半の日本人にはまだ理解

しにくい概念であろう⁷。そこで3)で、この概念を歴史的にたどって説明する。ここでは、上記の説明からも明らかのように、衡平 (equity) は、公平ではあっても平等とは限らないことに注意すべきであろう。

2) 『尺には尺を』における衡平とは何か？

文化に基づく状況モデルでは衡平規範と共同体規範が対比されているが、『尺には尺を』の中では衡平規範と法規規範が対比されている。この衡平とは何か？

『尺には尺を』は、タイトルから明らかのように、裁きをめぐる芝居であり、アンジェロとイザベラのコンフリクトは、明示的には、法と慈悲の対立である。イザベラがアンジェロに懇願するのは「慈悲」(第2幕第2場63行, 78行)であり、この芝居の中で衡平という言葉は使用されていない。にもかかわらず、ケンブリッジ版の編者も指摘しているように、この芝居の主要概念のひとつは衡平である⁸。

ここで、衡平 (equity) の意味を見ておこう。最初に、『小学館ランダムハウス英和大辞典』(第2版; 1994年)では、次のように定義されている。

1. 公平, 公正, 不偏: the ~ of Solomon ソロモン王の(ような)公平さ/ sense of ~ 正義感.
2. 公平 (公正) なもの.
3. [法律] (1) 衡平の原理適用, 衡平裁定: 紛争の解決に良心の命令や正義の原則を適用すること. (2) 衡平法: 公正と正義に基づいてコモンロー (common law) の欠点, 限界, 非融通性を補充・矯正するための法; 英国に発達し, 米国にも受け継がれた法規範の体系: a court of ~ [=a ~ court] 衡平法裁判所. (3) 衡平法上の権利 (equitable right). (4) = equity of redemption (衡平法上の償還権).

4~9の定義は省略⁹.

現代の「衡平」の意味を理解するには、以上でほぼ十分だが、17世紀初頭に初演された『尺には尺を』で暗示されている衡平の概念をよりよく理解するためには、さらにOEDを見なければならない。

“equity” は、ラテン語 “aequus” (均等, 平衡, 公正の意味) を語源として中世に英語となった。

I. 一般的意味

1. 平等または公正であること；公正，不偏；公平な扱い。

ラテン語の "aequus" は、ギリシア語の "ἐπιείκεια (epieikeia)" に由来するので、意味もその影響をいくらか受けている。このギリシア語は、権利の行使における道理（穏当）と節度、権利をあまり厳格に主張しないようにする気質を意味した。この意味のようなものが初期の英語の例の多くに見出される。（1315年から1870年までの用例は省略、以下も用例は省略。）

2. 具体的。公平で正しいこと；公平で正しいもの，複数形は稀。

II. 法律用語

3. 法の規定を補正するために、正義の一般原理（ローマの法曹の「自然の衡平」）に頼ること。equity of a statute (制定法の衡平)：制定法が明白には規定していない事件に適用させるために、その根拠と精神に則り、制定法を解釈すること。
4. a. イングランドでは（それゆえアイルランドと合衆国では）、コモンローと制定法（合わせて狭義では「法」と呼ばれる）と並存し、後者がこれと衝突するときには、後者にとって代わる法体系の名称。

元来の概念は3の概念、「衡平法上の」判決であり、それは法が十分な救済を規定していない事件において、あるいは法を実施すれば公正ではないものになってしまう事件において、自然的正義 (natural justice) に従って与えられるものであると理解された。しかし、これらの判決は前例と解され、したがって「衡平」は早期に、「法」の諸規則に劣らず明確で厳密な諸規則の組織的体系になった。もっとも、より古い概念が長らく、法律文書家の言語の中に存続したし、ある程度は衡平法裁判所の判事たちの手続きにも影響を及ぼしつづけた。イングランドでは、衡平法は、大法官裁判所 (the Court of Chancery) を筆頭とする特別の種類裁判所で昔は執行された。しかし、1873年以後、高等法院 (the High Court) の全部署が「法」と「衡平法」の両方を執行し、両者が異なる場合、衡平法の規則に従うべきであると定められている。しかしながら、昔は大法官裁判所で扱われた種類の事件は、依然として、高等法院の大法官部門に留保されている。[補注：大法官裁判所 = 衡平裁判所，1873年廃止。高等法院 = アメリカでは最高裁判所。英国の高等法院は、最高法院 (Supreme Court of Judicature) の一部で、主に民事事件を扱う。]

4. b.~6 は省略¹⁴⁾。

以上の二つの辞書の定義をもとにすれば、『尺には尺を』においてイザベラが求める衡平は、第一に、「公平・公正な扱い」を意味している。彼女は、アンジェロに、クローディオと同じ罪を犯した者が処罰されてこなかったことを根拠として、兄にも同じ待遇、「公平・公正な扱い」を求める。さらに、公爵代理として裁く権力を有するアンジェロにも、弱さや欠陥のある一人の人間として、兄と同じ罪を犯す可能性があるはずだ。仮に兄が公爵代理であり、アンジェロが兄であって同じ罪を犯したとすれば、兄はアンジェロを寛大に赦すにちがいない。したがって、アンジェロにこの度の兄の罪を同等に赦して欲しいと嘆願する。つまり、イザベラは、アンジェロの「正義」と「良心」に訴え、兄の罪につきあった扱い、「公平・公正な扱い」をするべきだと主張しているのである。

2幕2場に関連して、2幕1場で法律論をかぎすアンジェロに対して、エスカラスが斟酌を求めているが、それも衡平を指している（第2幕第2場4-16行）。*OED*の1の定義にもあるように、衡平は、ギリシア語の語源に「合理性」や「中庸」などの意味があり、この語の中世から近代までの古い例の多くでは、この意味で使用されている。エスカラスが示唆している「斟酌」（衡平）は、まさにこの含蓄を含んでいる。さらに、この「斟酌」（衡平）は、言うまでもなく、イザベラの求める「慈悲」とほぼ同じである。

以上、『尺には尺に』における衡平の比較的一般的な意味について考えたが、辞書で定義されている「衡平法」や「衡平裁判所」など法律用語としての意味や用法について触れなかった。次のセクションでは、法律用語としての衡平とこの芝居との関係について検討したい。

3) 17世紀初頭の英国法における衡平（法）と『尺には尺を』の関係

英米法が大陸法と異なることは、詳細は別にして、周知の事実であろう。現実には、両者には判例法とローマ法を継承した成文法というよく知られている違いのほかに、いくつもの著しい違いがある。そのうちのひとつが、英米法が「コモン・ロー（普通法, common law) と衡平法 (equity) の二つの判例法体系から成り立って¹⁵⁾」いることである。(補注: equityは「衡平法」とは呼ばずに原語のまま「エクィティ」と呼ぶことも多いが、原語では抽象的な「衡平」と法としての「衡平法」が区別されていない点に注意すべきであろう。) 前節

2) のOEDの定義の4.aで説明されていたように、衡平法は、コモン・ロー裁判所とは別の裁判所で、「14世紀末頃から作り上げられた判例法であり、今日においては裁判所は統合されているが、なおコモン・ローと衡平法とは別の法体系として存続している」(p.252) とされる。

法はある程度固定性をもち、これを適用して裁判していると、具体的妥当性を欠くようになる。したがって、社会の進歩にともない、法を進化させることが要求される。イギリスに特有なことは、法の厳格性を緩和する方法が「厳格法を行使した裁判所とは別個の裁判所によって行われ、厳格法的性格をもつコモン・ローとこれを緩和する機能を営む衡平法とが、二つの対立した法体系となっていることである。」(p.253) 昔は立法、司法、行政の三権が分化せず、いずれも国王を中心とする国王評議会によって行使されており、正義(司法権)の源泉は国王と考えられ、人々は国王ないし(当時は国王の最も信頼する官吏かつ僧侶であった)大法官に恩恵または慈悲をもって救済を請願するようになった。こうして14世紀の末頃には、直接大法官に対して請願するようになり、事件が増加するとともに15世紀の後半に、大法官裁判所 (Court of Chancery) が国王評議会から正式に独立したといわれる。はじめのうちは、これらの請願の大部分は裁判の不公正を理由としたものであったが、やがて衡平法が出現してきたのは、コモン・ロー上の救済方法の欠陥を理由とする請願からであった。ところが、こうして成立した衡平法もやがて硬化していった。

ヘンリ八世(1509-47)の時代の1529年に、トマス・モア(Thomas More, 1478-1535)が大法官に任命されてからは、大法官の職が主としてコモン・ローの訓練を受けた法律家によって占められるようになり(中略)、大法官裁判所もコモン・ロー裁判所と同様に先例主義を採り、衡平法も次第に厳格性をもつようになった。これを衡平法の硬化・結晶化という。この硬化は一九世紀の初めにほぼ完成した。もっとも、衡平法が硬化したといっても、コモン・ローに比較すると、なお裁量の色彩が残っていて、それが衡平法の特徴をなしている。(p.263)

このように刑事的性格をもっていたコモン・ローと民事的性格をもっていた衡平法の関係は、相互補完的でありながらも、常に緊張したものであった。特にシェイクスピアの活躍した時代に、コモン・ロー裁判所と衡平法裁判所は抗争をくりひろげた。ヘンリー八世、エリザベス一世のチューダー朝でもコモ

ン・ロー裁判所の裁判官たちは大法官裁判所（衡平法裁判所）に敵意をもち、両裁判所の間をうまく行ってなかったが、ステュアート朝になって、その抗争が激化した。

大法官裁判所が与えた救済の多くは、コモン・ロー上の権利を行使することが非良心的であると大法官が考えた場合に、コモン・ロー上の権利をもっている者（大法官裁判所の訴訟における被告）に対して、良心に照らしてその権利を行使してはならないと命じるという方法によった。そしてそれは、コモン・ロー上の権利者に対して、その権利に基づいてコモン・ロー裁判所へ訴を提起すること、またはその権利に基づいて言渡されたコモン・ロー裁判所の判決を執行することを禁止する、差止命令 (injunction) の形を採ったのであって、これをcommon injunctionといい、このコモン・インジャンクションをめぐって、コモン・ロー裁判所と衡平裁判所との間にはげしい抗争が起こったのである。(pp.265-66)

両裁判所の抗争がますます激しくなってきたために、ついに大法官のエルズミア(Lord Ellesmere, c.1540-1617, Chancellor, 1596-1617)が、ジェームズ一世(1603-25)に、この問題の裁定を求めた。「ジェームズ一世は一六一六年、当時法務長官 (Attorney-General) であったベイコン (Sir Francis Bacon, 1561-1626) その他の者の意見に従って、大法官は従前通り衡平法上の救済を与えて差支えなしと裁定し、この抗争は衡平法裁判所の勝利に終わった。」(p.267) なお、特筆すべきは、「このコモン・ロー裁判所と衡平法裁判所との抗争は、ジェームズ一世の時代における、専制政治を行おうとする国王およびその下にある行政部と、国会およびコモン・ロー裁判所の連合勢力との争いの一部として理解すべきことである。」(p.267) すでにイギリス国内で勢力をまし、やがてステュアート朝を倒すピューリタンたちは、衡平法に反感をもっていた。彼らは、権威者の自由裁量を嫌悪したが、当時の衡平法は裁量的色彩を強くもっていたからとされる。したがって共和政治(1649-1660)時代に大法官裁判所は廃止されそうになったのだが、その実施前に王政復古となった。

以上の17世紀初頭イングランドにおけるコモン・ロー裁判所と衡平法裁判所の抗争を認識して、『尺には尺を』のアンジェロとイザベラのコンフリクトにおける法規範と衡平規範の対立を見直すことにする。すると、この芝居の対立が、ロマンス劇を材源とし、ウィーンを舞台としながらも、実は、当時のイン

グランドのきわめて現実的な政治・社会問題と深く関わっていたことが明らかになる。

この芝居では、裁判所は存在せず、公爵がコモン・ローと衡平法の両方を使用する権利を握っている。その公爵が不在の間は公爵代理のアンジェロがそれらを行使しうる立場にある。ところがアンジェロは厳格な法を遵守する立場をとる。反対に、イザベラは、アンジェロが行使しうる衡平に訴える。衡平法は、厳格な法が救済しえない正義を救済し、法の厳格性から生じる不公正を是正することをその中心的使命としていた。ながらく持ち出されることのなかった婚前交渉の禁止と死刑という刑罰がそもそも公正なものか、また時代に適したものであるか、仮に有効な法であったとしても、クローディオは交渉の結果妊娠した婚約者と結婚する意志があるにもかかわらず、彼を死刑にして婚約者と生まれてくる子供を夫と父のない境遇に追いやるのが正しいことか。法規範と衡平規範が激しく衝突する。

コモン・ローでは救済できない場合に、慈悲の観点などから王などが適用したのが衡平法である。イザベラは、兄が罪を犯したとしても慈悲の観点から赦して欲しいと、公爵代理アンジェロに懇願する。これは、コモン・ローでは死刑に値しても、慈悲の観点から死刑は免除して欲しいと、衡平法に訴えていることになる。さらに、衡平裁判所は「良心の裁判所」とも呼ばれるように、彼女はアンジェロの良心に訴えるのである。

結局のところ、アンジェロは、自らは情欲に駆られてクローディオと同様の罪を犯しながらも、クローディオに関しては厳格な法を行使し死刑執行を命じる。彼は、墮落した社会の矯正のために厳格な法を復興しようとする極端な法遵守者かつ偽善者である¹²。アンジェロは、この作品の舞台とされているウィーンを考慮すると、ローマ・カトリックへの批判を表象しているということもできるが、この作品が上演された当時のイングランドの状況を考慮すると、当時の過激な——しかも演劇を含めた娯楽を敵視した——ピューリタンたちへの痛烈な風刺と批判を表象しているといえる。そして、最後に本当の姿を現し、衡平規範を行使し、すべてのコンフリクトを解決する公爵は、ジェームズ一世の至高の権力と権威を表象しているといえるのである。

Ⅲ. 結論

本論では、『尺には尺を』第2幕第2場のアンジェロとイザベラという同一

文化の構成員間のコンフリクトに注目し、この作品の理解にとっても、異文化コンフリクト理解にとっても、きわめて重要な衡平という概念を歴史的にも考察した。異文化コンフリクト理解にとって重大なコンフリクト規範の中の衡平規範について、歴史的考察をすることができたことは有益であった。文化に基づく状況モデルにおける多数の分析・比較項目は、ひとつひとつ詳細に検討すれば、それぞれの特徴が生じた歴史的・文化的原因や変遷があるだろう。とりわけ、異文化コンフリクトが起こったときに、当事者が使っている規範を理解することは、コンフリクトの管理と解決の点からも、最重要事項であろう。本論では、衡平規範に関して、イギリスにおける衡平法の歴史と変遷を検討することによって、この概念の複雑さを含めて理解が深められたといえる。

付言すると、衡平（法、規範）という概念を理解することは、非英米人、とくに一般の日本人には難しい点があるので、文化に基づく状況モデルを適用する場合には細心の注意を要するだろう。

注

- 1 浜名恵美「シェイクスピアと異文化コミュニケーション：序説」、『筑波英学展望』第22号，2003年3月，pp.71-83；「シェイクスピアと異文化コミュニケーション：Work in Progress」, *Shakespeare News*, 2003年12月, Vol.43, No.2, p. 14；「『ヴェニスの商人』における異文化コンフリクトとその「解決」——シェイクスピアと異文化コミュニケーション：その1」, 『言語文化論集』（筑波大学）第64号，2003年12月25日，pp.57-80；「Friends, Romans, countrymen, lend me your ears...」——「ジュリアス・シーザー」第3幕第2場におけるコンフリクトとその「解決」, *Shakespeare News*, 2004年9月, Vol.44, No.1, pp. 9-17, 「No, to be once in doubt, / Is once to be resolv'd.」——「オセロー」第3幕第3場における異文化コンフリクト分析」, 『外国語教育論集』（筑波大学外国語センター）第27号，2005年3月，pp.29-37。なお、本論は、平成16年度日本学術振興会科学研究費補助金交付，研究課題「シェイクスピア演劇における異文化コンフリクト理解のための分析モデル構築」（研究種目：基盤C（2），課題番号：16520131，研究代表者：浜名恵美）のための考察の一環である。
- 2 Stella Ting-Toomey and John G. Oetzel, *Managing Intercultural Conflict Effectively* (Thousand Oaks, CA: Sage, 2001), pp.27-62.
- 3 Morton Deutsch and Peter T. Coleman, eds., *The Handbook of Conflict Resolution: Theory and Practice* (San Francisco: Jossey-Bass Publishers, 2000) xiii参照。
- 4 本論をとおして、作品からの引用はJ.W. Lever, ed., *Measure for Measure*, in *The Arden Shakespeare CD-ROM* (Surrey: Thomas Nelson, 1996)を使用する。

- 5 2004年7月、ロンドンのグローブ座とロイヤル・ナショナル・シアターで、『尺には尺を』が上演された。両方とも好評であったが、非常に対照的な演出であった。グローブ座はマーク・ライアンズ演出・主演で、この芝居を問題劇ではなく陽気な喜劇にしてみせた。この舞台では、アンジェロは別にして、公爵もイザベラも非常に人情味があり愉快な人物として活躍した。問題劇を問題劇として演出するのは比較的容易であり、それを喜劇として演出してみせた鬼オライアンズの手腕に感心したが、この芝居があればほど陽気な喜劇であるはずがない。他方、ロイヤル・ナショナル・シアターの方は、権力の問題に焦点をあわせた現代的な演出であった。結末では、権力の化身のごとき公爵が命令口調で求婚する声を聞いて、イザベラは舞台上でたちすくみ、暗転して終了。

ナショナル・シアターの『尺には尺を』では、近年非常に増加している異文化・異人種キャスティングに関して、難しい問題に直面した。ジュリエットを黒人女優、クローディオを白人俳優が演じていたが、17世紀初頭のロンドンの劇場ではありえない配役である。もちろん、現代の多文化主義文教政策の立場から、異文化・異人種キャストを私は支持するが、このような配役が当たり前になると、例えば、『オセロー』のムア人將軍と白人デズデモナーナが当時の禁断の異人種間結婚をする衝撃が理解されにくくなる恐れがあるのではないか。つまり、仮に異人種間結婚に対する初期近代の偏見や差別を現代の価値基準から是正する意図が倫理的に正しいとしても、演劇史的には時代錯誤になってしまうというジレンマである。

さらに別のより重大な疑問が残る。20世紀後半の異文化シアターやパフォーマンスの先駆者の一人とされるピーター・ブルックの演出は、特にポストコロニアリズムの立場から批判されることがある。とはいえ、例えば『テンペスト』(国際演劇創造センター、1991年)では、プロスペローを黒人アフリカ俳優に、キャリバンを白人ドイツ人俳優にあえて演じさせて、国家や人種・民族や文化により構築された他者ではなく、私たちの内部の「他者」の発見を目指したとされる。ブルックのものにしてもその他の近年の異文化・異人種キャストに関しても、オリエンタリズムを超えて、どこまで私たちの内部の「他者」の発見に成功しているかどうか、それが真剣に問われねばならないだろう。

- 6 Ting-Toomey and Oetzel, 35, 38-39, 69-70参照。

- 7 衡平規範に関して、私自身の経験を記しておく。かつて大著を6名(1名は監訳者)で共訳する仕事の打ち合わせの席で、原稿料に関して均等割りか当然のように提案されたとき、すでに3年の滞英経験のあった私は即座に「そんなフェアではない」と抗議し、各自が翻訳した頁数に応じた配分となった。つまり、各自の仕事量に応じた報酬を要求したのである。(念のために言えば、私の分担は最も多く、私の分量より相当少ない訳者もいたのである。)これが、その時点で私がイギリスで生活するうちに身につけた衡平規範である。これに対して、監訳者の報酬は別にして、翻訳の原稿料を全員に均等に分配するというのは、集団主義的な日本のやり方で、共同体的規範を使い、和を尊重する。注意すべきことは、この例からでもわかるように、どちらの規範が正しいか間違っているかということではなく、異なる文化的規範だということである。とはいえ、異なる規範を使う者たちが、ビジネスや共同研究をしようとすれば、異文

化コンフリクトが生じやすいことも予想がつくだろう。上の例では、私の主張がすぐに認められたが、私が発言したときの、編集者を含めた他の訳者たちの驚きの表情またはバツの悪そうな様子は今でも忘れられない。海外生活のおかげで外国人のような発想をし、それも堂々と自己主張をする私は、「ヘンな日本人」として一瞬見られたような気がする。それでも、ビジネスの場では、私の提案がどう考えても合理的で「正しい」ので、受け入れられた。同様のことは、実際の国際ビジネスでも起こりうるだろう。

衡平とは、元来、「分配正義」の問題で、アリストテレスの『ニコマコス倫理学』における議論以来の係争問題である。井上和子著『衡平理論に関する研究とその展開』（北大路書房、1999）pp.11-12参照。

- 8 *Measure for Measure*, ed. Brian Gibbons (Cambridge: Cambridge UP, 1991), Introduction, p.9. なお、この単語は、シェイクスピアは全作品の中で4回使用している。『ジョン王』第2幕第1場241行、『ヘンリー四世第一部』第2幕第2場100行、『ヘンリー六世第二部』第3幕第1場146行、『リア王』第3幕第6場37行。
- 9 『小学館ランダムハウス英和大辞典』（第2版；小学館、1994年）、傍点筆者。
- 10 *Oxford English Dictionary Second Edition on CD-ROM, Version 3.1* (Oxford: Oxford UP, 2002) 参照。傍点筆者。
- 11 田中和夫著『英米法概説』（再訂版；有斐閣、1981）、p.252。以下、同書からの引用頁番号は本文中の括弧内に記す。なお、大阪谷公雄監修、植田淳著『エクイティの法格言と基本原理』（晃洋書房、1996年）によれば、エクイティには12（～14）個の法格言（the maxims of equity）がある。多くは18世紀以後に現在の形になったと言われるが、ここではエクイティ全体の指導原理として位置づけられる第1の法格言だけを見ておく。「エクイティは、救済なき不正を許さず（Equity will not suffer a wrong to be without a remedy.）」「エクイティは、その発生の起源から、コモン・ローが救済しえない正義を救済し、コモン・ローの厳格性から生じる不公正を是正することをその中心的な使命としてきた」とされる。そして、大法官裁判所、つまり衡平法裁判所は、「[良心の裁判所](court of conscience)であったから、原告はその「良心」に訴える必要があった。そして、良心に訴える方法とは、原告が救済のないまま放置されることが、いかに不当かつ非良心的であるかを証明することであった。」(pp.8-9)
- 12 『尺には尺を』全体の法律上の諸問題について、以下を参照。小室金之助『法律家のみたシェイクスピア』（三修社、2001）、pp.242-50。